

令和3年度 5月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月6日(木) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 21人 欠席者 3人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	古賀 和則	欠席	1 3 番	綾部 勝年	出席
2 番	日高 幸子	出席	1 4 番	本田 浩二	出席
3 番	松下 茂	出席	1 5 番	橋本 達男	出席
4 番	田中 雄三	出席	1 6 番	寺田 一義	出席
5 番	橋本 昭憲	欠席	1 7 番	寺田 宏澄	出席
6 番	大川 定道	出席	1 8 番	森園 文男	出席
7 番	江頭 政寛	出席	1 9 番	松永 淳	欠席
8 番	鷺崎 和志	出席	2 0 番	本村 一	出席
9 番	尊田 信明	出席	2 1 番	副島 幸満	出席
1 0 番	馬郡 文男	出席	2 2 番	牛島 和昭	出席
1 1 番	山内 しげ子	出席	2 3 番	田中 節士	出席
1 2 番	濱尾 種光	出席	2 4 番	島田 忠誠	出席

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (3件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分 (30件)

議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理権分について 委員会決定分 (8件)

議案第5号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について
意見書提出分 (9件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、只今より4月の農業委員会を開催します。

現在の出席委員は21名、欠席委員は3名で「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

大型連休は終わりましたが、コロナはいっこうに終息の見込みがたっていない状況です。また、先日来の雨で大麦がかなり被害をうけた様子で、今後の品質低下が予想されますので、管理には十分注意をして頂きたいと思っております。

本日の議案・報告等につきましては

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について

議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理権分）について

議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思っております。

議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

4月23日現地確認を地区農業委員2名、事務局2名で行いました。

申請理由は所有権の移転で、譲受人は現在も耕作しており、生産組合長の同意書も添付されていることから何ら問題はないと思われま

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

4月23日に事務局、地区農業委員2名で現地確認を行いました。

この申請地区は山間部で高齢化、過疎化のため農地の管理が非常に難しくなっており、このままいけば田への水路や水源の確保が取れなくなるため、転用希望としては、全体

で5000㎡程ありますが第一回では2000㎡申請してもらい、5万トンの保有量のあるため池へ、業者に依頼し水路の整備を条件に水量の確保をして維持していきたいと思いをします。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

譲受人は〇〇さんとなっていますが、〇〇建設ですか。

馬郡委員

はい、そうです。

事務局

補足説明をします。譲受人の〇〇さんは〇〇建設ですが、個人名で購入し会社に貸し付けるそうです。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月23日現地確認を行いました。
現地視察をしたところ、特段問題はないと思われまので
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、
町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局
より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、
の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由
について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより
計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月23日現地確認を行いました。
特別に異常、問題点は見当たりませんでした。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	29件	所有権移転	1件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、配分計画による借受予定者について説明をする。

審議件数 貸借権 8件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

質問が2点あります。1点目は申請番号1番の方は、10年契約をされていますが公社を通じての契約には助成金でもあるのですか。2点目は、申請番号6番の借受人は85歳とご高齢ですが、公社も賃借契約に年齢制限はないのですか。

事務局

質問にお答えします。申請番号1番の案件は、譲渡人が離農をされるということで、中間管理機構を通じて10年以上貸付をされますと、1反当たり15,000円の経営転換協力金の交付が受けられるようになっています。この取組みは令和4年度までになっています。2点目のご質問につきましては、申請番号1番から8番までは今の農業公社の中間管理事業と同じように、まず貸渡人と農協が契約をして次に農協から借受人へ貸付ける形の円滑化事業というものがありませんでしたが、その制度が廃止になりその分が中間管理事業の中へ移行となるなか、全てが新規となっていますが農協の円滑化事業を継続した再設定です。間に入るのが農協から農業公社に変わったということでご理解を頂きたいと思います。今後5年間で円滑化事業での終期を迎えるものが随時、農業公社の中間管理事業での貸借に代わっていきます。

議長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、この案件は先月の総

会で再審議案件となったもので、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月にご迷惑をおかけしました。改めてご説明いたします。ここらは勾配のついた畑で東側は高いところは3 mからの勾配になっています。西側は県道綾部線が走っていて南側は田が3枚程あります。ここは段差がなく日陰になることもないといいます。宅地に関しては東脇に勾配をつけて水路に排水するようになると思います。全般的に農地に対して問題はないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申請用途が周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、かつ集落に接続すると見込まれる位置での設置であることから、面積の妥当性が適正であれば、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に農業用水路があることから、土砂の流出等支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成ですので、議案第5号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月23日中原地区担当委員4名、事務局とで現地確認を行いました。農振除外の理由は建売住宅建設用地のためであり、住宅用地の西側はスーパー〇〇、北側はスーパー〇〇の駐車場があり、農地も2枚程ありますが耕作されておられません。東側は三養基高校と住宅地、南側は片側通行の道路に接しておりスーパー〇〇への買物客が頻繁に通行しており、農作業の車両は空いた道路に駐車するような状況です。雨水は西側の水路に放流する計画となっています。下流側は水田がありますが大雨で水路をオーバーして水田に流れ込んだことが1,2回あります。が、通常の場合であれば問題はないと思われまして、住宅が出来ることによって周辺に影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

北側の農地に入る進入路はあるのですか。

〇〇委員

国道34号線から入るわずかな進入路です。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申請用途が周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、かつ集落に接続すると見込まれる位置での設置であることから、面積の妥当性が適正であれば、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に農業用水路があることから、土砂の流出等支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

〇〇委員

北側の農地は開発の計画はないのでしょうか。

事務局

P51の字図にて地番350と377-1の2筆は農地でありますし、先程の〇〇委員の説明にありますように地番397-1とその上を通過して入っては来られますが、地主さんの実状として営農はされておられません。周辺の状況や、スーパーの駐車場が足りない、地主さん自身が起業されてあることからなど、転用の相談は受けておりますが現時点での手続きには至っていません。

議 長

他に意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事

務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月13日現地確認を行いました。

2度目の申請であり前回の申請が取り消され、今回は多目的スペースという目的ですが、治水のためという部分もありまして、東脇の集落が毎年道路まで水に浸かる状況で、地域住民からも是非にと要望があるようですし、雨水等の解除につきましては一区画整備され周辺への影響もないかと思われまます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

森園委員

ここにはパイプラインはあるのですか。

議長

はい、8町分程のポンプ設備があり、そのうち2町近くがすでに駐車場に使用されており、今回のグラウンドで1町6反程使用され残り4町程度となります。ポンプの能力として今まで8町分使っていたのが4町分になり、かなりの出力が余ると思いますので、その辺のことは土地改良と相談していくよう、事務局の意見案に取り込んで頂きたいと思ひます。

〇〇委員

駐車場のパイプラインについては問題ないかと思いますが、多目的スペースは盛土になるのですか。

議長

盛土ではありません。反対に掘り下げて大雨の時にため池みたいにします。

〇〇委員

土地改良では、バイブラインの上を舗装する、建物を建てることは認められておりませんが、万が一バイブラインが破損等した時に、すぐ処置出来る状態であれば問題はないかと思えます。

議長

道路から1.5m下にパイプラインがあるかと思えますので、ポンプを撤去するか、移設するかはこれから土地改良、町との話し合いになるかと思えますので、そこで土地改良の意見を述べて頂きたいと思えます。

事務局

只今、土地改良への質問がありましたが、今回は農振除外の意見ということで、今までの案件のように町からは農業委員会、土地改良区、JAへ意見を求められますので、それぞれの機関で支障のあることは意見を述べられた方が宜しいのではと思えます。

議長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申請用途が周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、かつ集落に接続すると見込まれる位置での設置であることから、面積の妥当性が適正であれば、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に農業用水路があることから、土砂の流出等支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思えます。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号3つについて、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

補足説明をいたします。

申請地は川久保線沿いで鳥栖市との境になります。中古車屋の駐車場で、手前半分位は展示場にしてありましたが、今回その辺一帯を全部整理し売買も成立しております。ここは以前県道を作る際に農振除外地になっており、問題はないと思われま
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申請用途が周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、かつ集落に接続すると見込まれる位置での設置であることから、面積の妥当性が適正であれば、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に農業用水路があることから、土砂の

流出等支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成ですので、議案第5号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請地は、手前が資材置場になっており周辺は山林です。北側には牧場があり畑がいくらかありますが、資材置場が農地に及ぼす影響はないかと思われそうです。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申請用途が周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、かつ集落に接続すると見込まれる位置での設置であることから、面積の妥当性が適正であれば、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に農業用水路があることから、土砂の流出等支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月13日地区委員4名と事務局で現地確認を行いました。
申請地は北側に道路が通っており2m近くの段差があるため、車が出入りするのに盛土をしなければならないと思います。盛土をする場合は事務局と地区委員で監視をおこない適正な作業をして頂きます。

よろしくご審議お願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請地の上部にあり道路との間の地番651-1はなんですか。また車の出入りは北側からですか。

議 長

651-1は水路になっています。また車の出入りは申請地の上部、北側にコンビニがあり、コンビニ東側が変則的な四つ角になっており、そこからの進入予定だと聞いております。

事務局

〇〇委員さんからの質問ですが、P69の土地利用計画図をみて頂きますと、あくまで農振除外での計画ですが、申請地北側に現況の道路があり大型車両が入ってくるということで、シフトバックをし、敷地内で下がって道路を広げたうえで北側東口を車の進入口にしてあります。なお、これはあくまで農振除外申請の為に除外後転用の正式な審議はして頂きます。

〇〇委員

先程事務局より、雇用形態の話があり農業従事者を三分の一雇用してくれる雇用条件等の話、説明できる範囲で分かりやすく説明をお願いしたい。こういった条件で、こういった目的で、先々こういった形で地域の農業に関わっていくのかを教えてください。

事務局

農振除外申請の場合は農業にどのような形で寄与する施設なのか、ということが1つの指標になります。その場合単に事務所を設けて流通センターを作りますだけでは許可にならないかと思いますが、従業員の3割以上を、周囲の将来的な農業後継者を含め農業従事者を雇用することによって農業後継者の確保、継続した営農が維持できる事が一つ、また、現在収入面においても農業だけでは大変であることから、勤めながらも農業が出来る兼業農家で収入を補填でき、継続した営農を営めることを許可基準にもうけら

れています。ただ、農業従事者が集約されたなか、この許可基準が必要なのかは疑問でもあるところです。

議 長

〇〇委員が心配してあるのは、〇〇(株)と露地野菜を作っている〇〇ファームとの関係性でしょうか。

〇〇委員

〇〇(株)が、用途を農業用主体と言われてあるので、先々単なる資材置場でなく農業用も含めて活用出来ていくのかの確認でした。

事務局

そこまでは農振除外の申請案件で、資料を持ち合わせておらず確認をしておりませんが、転用の際には、物流的な倉庫になるのか農業用資材を主とした倉庫になるのかを、具体的に確認したいと思います。

〇〇委員

具体的に言いますと、第一種農地に造るということは、地元の農家の皆さんが雇用の場として仕事に勤めて、安定した収入を得ながら自分の田んぼも継続して作っていく事を一番の目的とし地元へ貢献していると理解してよろしいでしょうか。

事務局

農業の実態と乖離しているところもありますが、生活して行く為に農業収入と雇用での収入を合わせて得ることで安定をはかり生活の継続及び農業の継続をはかるのが許可基準で指標になっています。

〇〇委員

私が心配しているのが、農家の人達の雇用の場が持っていられないかということです。三根校区東津の工業団地みたいに広大な土地に資材置場だけ大きく、働く場が少ないとなると、農家の人達も失望されると思います。

事務局

確かに〇〇委員さんの言われるように、実際生産性の効果は期待できないかと思われませんが、農地を潰しての工業団地となると農振除外、転用と農地法以外の違う法律、大々的な工業団地となりますと国、県との協議を行う制度もあり三根校区の工業団地はその様な手続きが行われています。農業委員会が介入できる法令以外の手続きもあるということでご理解をして頂きたいと思います。

〇〇委員

〇〇(株)の職種は何ですか。

事務局

登記簿謄本が手元になくはっきりしたことは分かりませんが、資材とか物流、物流以外も扱う会社だと聞いております。

〇〇委員

次回、転用で申請が上がってくると思いますが、その際倉庫に何を入れられるのか、この会社は科学薬品も扱っており、周辺に田んぼ、施設もある事から、ある程度確認をした方が良いと思います。

〇〇委員

私もそれが良いと思います。汚染水など公害関係もありますし。

事務局

委員さんが危惧されるような保管等になると、関係する法律のなかでの保管になり、地元、生産組合への説明も当然ありますので、その中できちんと対応して頂くことになると思います。

議 長

この件に対しては色々と意見があるかと思えます。特に化学薬品も取り扱っていると聞いておりますので、流出等十分に注意し行政、JA、土地改良とよく話し合いながら進めていかなければならないと思えます。

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申請用途が周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、かつ集落に接続すると見込まれる位置での設置であることから、面積の妥当性が適正であれば、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に農業用水路があることから、土砂の流出等支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号6について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長

賛成多数ですので、議案第5号6については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号7農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号7農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

駐車場にしても周辺に影響を及ぼすことはないと思います。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申請用途が周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、かつ集落に接続すると見込まれる位置での設置であることから、面積の妥当性が適正であれば、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に農業用水路があることから、土砂の流出等支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号7について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号7については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第5号8農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号8農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

この地区は、補助整備をするか否かの20年ほど前から企業誘致の話はありましたが、中断したりとするなかで今回北側に歯医者誘致されたことでようやく動きだし石井地区、姫方地区の方は当初から話が進むなか早く開発しようと喜ばれている状況です。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

申請地の北側は埋め立てられてありますが、開発計画予定地の間に農地は無くなると考えてよいのでしょうか。

〇〇委員

はい、そうです。申請地東側は河川になっており、それに沿って申請してあります。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内で、10ha以上の広がりのある第1種農地と判断される農地、及び周辺施設、ライフラインの状況等から第2種農地、第3種農地と判断される農地が混在している区域である。申出の目的は、住宅の建設用地として既存集落に接続する農地と認められる場所であることから、周辺の他の土地に立地することが困難で、かつ代替の土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、南側に営農する農地の広がりがあることから、継続した営農に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。また、排水による支障がないよう関係する地区及び関係者との十分な協議を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号8について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号8については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして議案第5号9農業振興地域整備計画（農用地利用計画）についてですが、申出人が〇〇番の〇〇委員さんの案件ですので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定により、自己に関する議事のため審議に参加することができないため、退出を求めます。

（〇〇委員退出）

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案説明の前に「議事参与の制限」について説明する。

議案第5号9農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

4月23日現地確認を行いました。

農業用の資機材が現状では置ける場所がないということで、〇〇さんのアスパラハウスの北側を資機材置場として利用したいということです。倉庫を建てたりということではなく、排水のための水路部分も確保されていますので問題はないと思います。

よろしくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、

「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申請用途が周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設であり、かつ集落に接続すると見込まれる位置での設置であることから、面積の妥当性が適正であれば、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に農業用水路があることから、土砂の流出等支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号9について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号9については、決定された意見を付して、町長に送付します。
続きまして、その他を事務局より説明をお願いします。

(〇〇委員入室)

その他

議 長

6月の総会は、6月4日(金)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、6月4日(金)実施するということで確認いたします。
それから、来月分の現地調査は5月21日以降に担当委員に連絡したいと思います。
他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで5月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○番

議事録署名人 ○○番